事務局資料

(「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実についての主な論点)

平成30年1月23日 金融庁総務企画局

企業情報の開示・提供のあり方を巡る課題

的

●資本市場の機能強化

●国民の安定的な資産形成の実現

企業開示の役割

- (1) 投資家の投資判断に必要な情報が、十分かつ正 (2) 企業と投資家との対話を通じて、企業の中長期 確に、また、適時に分かりやすく提供される
 - 的な成長を促していく

企業開示を巡る課題の例

「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関 する評価などを説明する記述情報を充実させるべきとの指摘。

(例えば、経営戦略、MD&A、リスク情報、雇用関係の情報など)

建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

対話の観点から、提供されることが望ましいガバナンス情報を充実させ、また、提供方法も改善すべき との指摘。

(例えば、政策保有株式や役員報酬の決定方針など)

提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み $\mathbf{\Pi}$

投資判断や建設的な対話に必要な情報の適時の提供と、その信頼性を投資家が判断する際に有用な情報 の提供を一層図るべきとの指摘。

(例えば、会計監査に係る情報、情報開示のタイミングなど)

その他の課題 W

情報通信技術の進展等を踏まえ、投資家のニーズにあった分かりやすい情報提供を図るべきとの指摘。 (例えば、EDINETの利便性、英文による情報提供など)

目次

「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実についての主な論点

- 1. 経営戦略 •••P.4~5
- 2. MD&A • P. 6~10
- 3. リスク情報 ・・・P. 11~12
- 4. その他(人的情報) • P. 13
- 5. 論点 • P. 14

参考資料① 米国・英国における非財務情報開示

参考資料② 企業内容等の開示に関する内閣府令及び開示ガイドライン

記述情報(非財務情報)の充実について

前回会合における御意見

- 企業情報の開示の充実は、投資家における投資判断に資するとともに、企業と投資家の間の建設 的な対話を促進することにより、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させる 観点から重要。
- 日本の法定開示書類における記述情報の開示の水準は、量・質の両面において、米国や英国と比較すると劣後。各項目の記載を充実させるとともに、財務情報、経営戦略、MD&A、リスク情報等を有機的に相互に関連付けて記載することなどにより、より質の向上を図るべき。
- 任意開示では、企業にとって不利な情報は記載されない傾向があるため、特に、このような情報については、法定開示で担保する必要。また、任意開示に任せるだけでは、全体のレベル感が向上しないため、任意開示において見られるベストプラクティスを制度開示の枠組みの中で浸透させていくことも重要。

このような記述情報についての御意見を踏まえ、以下の項目に関する情報提供のあり方について、どのように考えるか。

1. 経営戦略①

前回会合における御意見等

- 〇 平成29年3月期の開示について、以下の指摘。
 - ▶ 企業の中長期的なビジョンやそれを実現するための戦略に関する具体的な記載が乏しい
 - ➤ MD&Aやリスク情報との関連付けがない等の企業が相当程度見られる
- O 投資判断を行う上では、中長期的視点から、企業の事業計画と経営戦略の整合性、経営戦略の実施状況、経営戦略を実施するための経営者の能力等について確認することが不可欠。

現行制度における開示内容

(参考資料② P. 2)

- O 経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該内容を記載。
 - (注)経営方針・経営戦略等には、例えば、経営理念やビジネスモデル、経営計画などを含む。
- O 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等が設定されている場合には、当該指標等について記載。
- O 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に 記載。

1. 経営戦略②

英国FRCの戦略報告ガイダンス(2014年)

(参考資料(1) P. 2~3)

- O 戦略報告書は、経営陣としての考えを反映したものであるべき。
- 戦略報告書・年次報告書には、投資家にとって重要な情報のみを記載すべき。
- O 戦略報告書の内容は、戦略的経営(企業の目的や経営戦略、ビジネスモデル)、事業環境(主要リスク等)、業績(KPI等)の3つに分類できるところ、これらを相互に関連付けて記載すべき。

戦略的経営

【企業の目的や経営戦略】

○ 企業の成長、業績、財政状態、将来の見込みに関連する優先度の高い事項に焦点を当てるべき。

【ビジネスモデル】

- O 競合他社と比較して、何が異なるのか、どのような優位性に基づいて競争しているのかを明らかにすべき。
- O 企業構造、事業を行っている市場、市場との関係性(バリューチェーンの中での位置付け、主要製品・サービス、顧客基盤、販売網等)について、株主が理解できるようにすべき。
- O ビジネスの成功のために必要な(ステークホルダーとの)関係、リソース等の性質について、 株主の理解を助ける情報を提供すべき。

2. MD&A(1)

前回会合における御意見

- 財務情報を記述的に羅列しただけのものや、ボイラープレート化した記載が多い。
- なぜそのような経営結果になったのかについての分析が不十分。
- 米英における開示と比較して立ち遅れ。
- 日本企業は複数のセグメントを有している企業が多いという観点から、海外企業と比較しても、 セグメントごとの分析の重要性が高い。

2. MD&A2

現行制度における開示内容

(参考資料② P. 3~4)

- 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(経営成績等)の状況の「概要」を記載(※1)
 - ▶ 事業全体・セグメントごとの経営成績の状況、キャッシュ・フローの状況の概要(前年同期と比較)
 - ▶ セグメント情報に関連付けた、①生産、受注及び販売の実績(前年同期と比較)、②生産、受注及び販売の 実績の著しい変動、③生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格、販売価格等の著しい変化な ど、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項
 - ▶ 主要な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合
 - (※1)ディスクロージャーWG報告(平成28年4月)を踏まえ、今般の府令改正(本年初頭に最終化予定)により、「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「MD&A」に統合。
- 経営者の視点による経営成績等の状況に関する「分析・検討内容」を記載
 - ▶ 事業全体・セグメントごとに、経営成績等の状況に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析)(※2)
 - ▶ 資本の財源及び資金の流動性に関する情報(※2)
 - ▶ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等がある場合には当該指標に照らし、経営者の経営成績等の分析・評価の内容(※2)
 - ▶ 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在する場合、当該 重要事象等についての分析・検討内容、その解消・改善のための対応策
 - (※2)※1と同様、今般の府令改正により、記載の充実の観点から明確化・追加。

2. MD&A3

米国SECのMD&Aガイダンス(2003年)

(参考資料① P.6~8)

総論(Overview、Overall Approach to MD&A)

【目的(経営者視点からの分析等)】

- 財務諸表の記述的説明を提供し、経営者の視点から、投資家が企業を理解できるようにする。
- 財務全体の開示を豊かにし、財務情報が分析されるべき文脈を提供する。
- 企業の収益やキャッシュ・フローについてその特性や変動の可能性に関する情報を提供し、将来の 業績を予測するにあたり、過去の業績をどれほど有用な情報として扱えるのか、投資家が確認でき るようにする。

【トップレベルの関与】

○ MD&Aを記述する過程では、企業のトップレベルが初期段階から関与することが推奨される。

【財務情報の単なる記述的記載ではない分析】

- MD&Aは、財務情報の単なる記述的記載ではない。認識している重要な傾向、事象、需要、コミットメントや不確実性を分析するとともに、それらの理由、影響、関連性、重要性等を説明すべき。
 - 例えば、前期と比較して、売上高が減少した場合、MD&Aにおいて、なぜ売上高が減少したかを分析すべき。 その分析においては、例えば、製造過程の問題や、商品の質の低下、競争力や市場シェアの喪失など、背景 にある原因を明らかにすべき。
 - 同様に、重要な事業再編や減損の影響や、工場等の収益性の低下が財務諸表に表れている場合、MD&Aにおいて、例えば、想定していた規模の経済が実現できなかったこと、主要な顧客との契約を維持できなかったこと、設備の老朽化により稼働率が落ちたことなど、背景にある理由を分析すべき。

【セグメント情報】

○ 財政状態や経営成績の理解に重要と考えられるセグメントごとのデータを示しながら、連結 ベースの財政状態や経営成績を分析すべき。

2. MD&A4

流動性と資本の調達源

(参考資料① P.9)

- 〇 単に短期・長期の資金需要の充足を記述するのではなく、調達源や設備投資の動向、キャッシュ・フローの評価、将来の需要・不確実性、予想される調達コストの変化等を記載すべき。
 - ▶ 重要な資金需要を特定するために、企業は、以下の情報が流動性に重大な影響を与えるかを検討すべき。
 - ✓ 現在の事業を継続し、進行中の計画の完遂に必要な資金
 - ✓ 設備投資やその他の支出のためのコミットメント
 - ✓ 経営者が認識している傾向や不確実性と関連して将来見込まれる資本需要、不確実性の解消が見込まれる時期

重要な会計上の見積り、仮定

(参考資料(1) P. 10)

- O 以下の場合には、重要な会計上の見積り、仮定についてMD&Aに記載すべき。その記載は、財務 諸表の注記に記載された会計方針を補完し、財政状態や経営成績に係る情報の理解を深めるべき。
 - 不確実な事柄に対する主観・判断の程度や、不確実な事柄の変化のしやすさに照らし、見積りや仮定の性質が重要となる場合
 - ▶ 見積りや仮定が財政状態や経営成績へ与える影響が大きい場合
- O 以下の内容等を記載すべき。
 - ▶ なぜ会計上の見積りや仮定が変わりうるリスクを有しているか
 - ▶ どのように見積りを算定したか
 - ▶ 過去に見積りや仮定がどれほど正確であったか、どれほど変更されたか、将来変更される可能性が高いか
- (注) MD&Aの開示は、小規模企業にも求められる(比較年数は2年)。

2. MD&A⑤

英国FRCの戦略報告ガイダンス(2014年)

(参考資料(1) P. 11~12)

業績

○ 会計年度中の事業の成長や業績、会計年度終了時の財政状態に関する分析を提供すべき。(注)戦略報告書は、経営陣としての考えを反映した記載をすべきとされている。

【セグメント情報】

○ 分析のセグメントは、財務情報において使用されたセグメントと整合的であるべき。

【流動性と資本の調達源】

○ 当期のキャッシュ・フローや将来のキャッシュ・フローに影響しうる要因、戦略を実行するため の資金調達能力について分析すべき。

【その他】

- 企業の主たる有形・無形資産に関する情報を含むべき。
 - ▶ 財務情報に反映されていない項目についても含むべき。事業の性質に応じて、企業の評判、ブランドカ、顧客基盤、天然資源、従業員、R&D、知的財産、ライセンス、特許、コピーライト、市場における位置を含む。
- 財務及び非財務の主要経営指標(KPI)を含むべき。
 - ➤ 各KPIの定義、計算方法、目的、基礎となるデータ元、重要な仮定、前年から計算方法が変更された場合には その内容等を含める。一般的に使用されているKPIの内容が修正されている場合には、その修正内容を明確に する。(前年との)比較分析を含めて、前年より大幅な変化があった場合には、理由が説明されるべき。

1 C

3. リスク情報①

前回会合における御意見

- 多くの日本企業の開示は、一般的なリスクの羅列となっており、ボイラープレート化していて有用性が低い。企業固有のリスク、リスクが顕在化した際の影響度、リスクへの対応策の開示が重要。
- O リスク情報は、財務情報、MD&A等と関連付けられて記載されるべき。

現行制度における開示内容

(参考資料② P.6~10)

- 事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、
 - ▶ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動
 - ▶ 特定の取引先・製品・技術等への依存
 - ▶ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針
 - ▶ 重要な訴訟事件等の発生
 - ▶ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項

等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載。

○ その他、開示ガイドラインにおいて、11の記載例を提示。

3. リスク情報②

英国FRCの戦略報告ガイダンス(2014年)

(参考資料(1) P. 14)

- 企業が直面する主要リスク・不確実性やその対応策とともに、企業の財務や流動性への影響 に対する評価、リスク水準の変化等についても記載すべき。
- リスクの発生可能性、企業への潜在的影響の大きさ、又はその両方の観点から、企業の成長、 業績、財政状態、将来の見込みについて重要であると経営陣が考えるものに限定されるべき。
- 主要リスクの大幅な変化(例えば、発生可能性、タイミング、潜在的影響、新規リスク)は 強調された上で、説明されるべき。
- 財務・非財務の双方の性質のリスクを含み、企業に固有でない一般的なリスクに関する説明 は、具体的にどのような影響が当該企業に見込まれるのか明らかにすべき。

4. その他(人的情報)

前回会合における御意見等

- O 「働き方改革」の文脈において生産性を計る観点からも、連結全体の人件費など、従業員に関する情報の充実が重要。
- 一般的に、提出会社が持株会社の場合に、主要な法人について従業員に関する情報の記載を求めることは有用との指摘。

現行制度における開示内容

(参考資料② P. 12)

- 回 連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載。
- O 提出会社の従業員について、数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与(賞与を含む)を記載。 従業員数は、セグメント情報に関連付けて記載。
- O 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上の場合には、1年間の平均雇用人員数 を外書で記載。
- 連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合には、その事情を記載。
- O 労働組合との間に特記すべき事項等があった場合には、その内容を簡潔に記載。

5. 論点

財務情報の理解を深め、建設的な対話を促進する観点から、提供されるべき情報の内容、 構成、相互の関連付け等、情報提供のあり方についてどう考えるか。

① 経営戦略

- ✓ 企業の目的・理念、ビジネスモデル(他社との差別化要因、競争優位性、バリューチェーン の中での位置付け等)、経営計画等の記載のあり方
- ✓ MD&A、リスク情報等との関連付けのあり方
- ✓ 実施状況や今後の課題に関する記載のあり方

2 MD&A

- ✓ 財務情報の理解を深めるための経営者視点での深度ある分析
- ✓ セグメントごとの分析
- ✓ その他、トップレベルの関与のあり方、キャッシュ・フローや資本に関する情報、主要経営 指標等の分析

③ リスク情報

- ✓ 重要性に応じた企業固有のリスクの説明の必要性
- ✓ リスクへの対応策やリスクの変化の状況の説明の必要性

④ 人的情報

⑤ その他の財務情報や記述情報

✓ 追加的に開示すべき事項や、現行の開示を見直すべき事項